

○第9号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算（専決第1号）

今回の補正は、独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求に関し、請求相手方との直接交渉により解決を図ることとしていたが、請求相手方から代理人弁護士を通じ、損害賠償請求に応じられない旨の回答があったため、企業団顧問弁護士との相談の結果、任意の交渉により解決を図ることは困難との見解が示され、やむを得ず、裁判所に判断を求めることになったものであり、訴訟提起の時期として、他の地方公共団体の情勢を鑑み、令和4年9月中に対応しない場合その時期を逸するとの判断から、石巻地方広域水道企業団議会第3回定例会を待たずに訴えを提起することとし、顧問弁護士と本損害賠償請求事件に関する委任契約を締結する必要が生じたことから、その着手金等として、委託料に所要額が必要となったことに伴うもので、議会を招集する時間的余裕がなく、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定により令和4年9月8日付けで専決処分したものである。

第2条は、予算第3条で定めた収益的支出の予定額を補正したものである。

収益的支出においては、前述した理由により、第1款事業費用の第1項営業費用で、委託料の所要額6,000千円を増額補正し、その予定額を6,049,299千円にし、事業費用の予定額を6,338,367千円にしたものである。

以下、補正予算（専決第1号）実施計画等についての説明は省略する。